

平成27年度行政事業レビューシート(厚生労働省)

事業名	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業負担金			担当部局庁	雇用均等・児童家庭局			作成責任者		
事業開始年度	平成26年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	母子保健課			一瀬 篤		
会計区分	一般会計			政策・施策名	VI-5-1 母子保健衛生対策の充実を図ること					
根拠法令(具体的な条項も記載)	児童福祉法第19条の22			関係する計画、通知等	・平成27年度小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の国庫負担について(平成27年5月19日厚生労働省発雇児0519第5号) ・平成27年度小児慢性特定疾病児童等自立支援事業について(平成27年5月19日雇児発0519第1号)					
主要政策・施策	少子化社会対策			主要経費	社会保障					
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	幼少期から慢性疾病に罹患しているため、学校生活での教育や社会性の涵養に遅れが見られ、自立を阻害している児童等について、地域による支援の充実により自立促進を図る。									
事業概要(5行程度以内。別添可)	○対象者:小児慢性特定疾病児童等 ○給付内容:小児慢性特定疾病児童等の地域の実情に応じたサービスにかかる費用の一部を負担する。 ○実施主体:都道府県、政令指定都市、中核市 ○補助率:1/2									
実施方法	負担									
予算額・執行額(単位:百万円)	予算の状況	当初予算	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求			
		補正予算	-	-	-	-	-			
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-			
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-			
		予備費等	-	-	-	-	-			
		計	0	0	232	927	0			
	執行額	-	-	8	-	-				
	執行率(%)	-	-	3%	-	-				
成果目標及び成果実績(アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度	-年度		
	-	-	成果実績	-	-	-	-	-		
	-	-	目標値	-	-	-	-	-		
	-	-	達成度	%	-	-	-	-		
定量的な成果目標の設定が困難な場合	定量的な目標が設定できない理由			定量的な成果目標と24~26年度の達成状況・実績						
	定量的な目標が設定できない理由及び定量的な成果目標 小児慢性特定疾病児童等の自立支援を図るための事業の実施について、地域の実情に応じたサービスにかかる費用の一部を負担する事業であり、一定の件数、人数等の定量的な目標値を示すことはできない。			地域による支援の充実により小児慢性特定疾病児童等の自立促進を図る。 達成状況としては、小児慢性特定疾病児童等及びその家族等に対し、相談支援、関係機関との連絡調整その他の自立に資する事業を実施することで、小児慢性特定疾病児童等の健全育成及び自立促進が図られている。						
事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績	代替目標	代替指標	単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度	27年度		
	小児慢性特定疾病児童等の健全育成及び自立促進が図られること。	事業実施自治体における小児慢性特定疾病医療受給者数	実績	-	-	-	精査中	-		
			目標値	-	-	146,286	147,749			
			達成度	%	-	-	-			
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標		単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込			
	実施自治体数	活動実績	件	-	-	28	-			
		当初見込み	-	-	-	109	112			
単位当たりコスト	算出根拠		単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込			
	執行額 / 実施自治体数		単位当たりコスト	千円	-	-	精査中	8,275		
			計算式	X/Y	-	-	精査中/28(自治体)	926,832(千円)/112(自治体)		
平成27・28年度予算内訳(単位:百万円)	費目	27年度当初予算	28年度要求	主な増減理由						
	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業費負担金	927								
	計	927	0							

事業所管部局による点検・改善						
項目		評価	評価に関する説明			
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。		○	小児慢性特定疾病児童等が地域で自立していくための支援事業を行う自治体の費用の一部を負担する事業であり、社会的ニーズがある。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	この事業は制度改正で新たに都道府県、政令指定都市、中核市が行うとされたものであり、取組みを推進するために国も応分の負担をすべきである。		
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。		○	小児慢性特定疾病児童等が地域で自立していくための支援事業であり、小児慢性特定疾病児童等への支援の充実という政策目的達成に向けて、優先度の高い事業である。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-	-		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	実施主体の判断で利用者負担を求める場合は、利用者の家計の状況等に十分配慮することとしており、受益者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		○	各都道府県等が支援事業を行う際に必要な経費水準となっており、算出した単位当たりコストは妥当である。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	使途は小児慢性特定疾病児童等に対する自立支援事業を実施する都道府県等へ限定している。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	法律上義務化された事業であるため、全実施主体で実施されることを見込んでいたが、当該事業は相談支援業務を行う「自立支援員」の配置を必須としており、自立支援員としての業務遂行に必要な専門知識を有する看護師・保健師等の人材確保が困難で、交付申請が見込みを下回ったため。		
事業の有効性	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか		-	-		
	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか		△	実施自治体数が見込みを下回ったことにより、事業の対象となる小児慢性特定疾病医療受給者数も見込みを下回るようになるが、実施された自治体においては、小児慢性特定疾病にかかっている児童等の健全育成及び自立促進が図られ、有効な事業であった。		
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		△	実施自治体数は見込みを下回ったが、実施された自治体においては、小児慢性特定疾病にかかっている児童等の健全育成及び自立促進が図られ、有効な事業であった。		
関連事業	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-	-		
	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	【小児慢性特定疾患治療研究事業】 平成26年12月まで実施していた小児慢性特定疾病児童への医療費助成制度。		
	所管府省・部局名	事業番号	事業名	【小児慢性特定疾患治療研究事業】 平成27年1月以降実施している小児慢性特定疾病児童等への医療費助成制度。		
点検・改善結果	点検結果	幼少期から慢性疾患に罹患しているため学校生活での教育や社会性の涵養に遅れが見られ、自立を阻害されている児童について、地域による支援の充実により自立促進を図る事業であり、小児慢性特定疾病児童等のために体制の整備推進を図る必要がある。				
	改善の方向性	本事業は、児童福祉法に位置づけられた事業であり、今後より多くの実施主体で実施されるよう必要な働きかけを行っていく。				
外部有識者の所見						
行政事業レビュー推進チームの所見						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
平成22年度	-	平成23年度	-	平成24年度	-	
平成25年度	-	平成26年度	新26-055			

※平成26年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

(小児慢性特定疾病児童等自立支援事業負担金)

厚生労働省

8百万円

[交付申請書の内容審査、交付決定等]

【負担】

A 各自治体

都道府県
政令指定都市
中核市

8百万円

[小児慢性疾病児童等に対する自立支援事業の実施]

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補
足する)
(単位:百万円)

費目・用途 （「資金の流れ」に おいてブロックご とに最大の金額 が支出されている 者について記載 する。費目と用途 の双方で実情が 分かるように記 載）	A.					
	費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
	計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.					
	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	仙台市	長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、小児慢性特定疾病児童等及びその家族等に対する相談支援、関係機関との連絡調整その他の自立に資する事業を行う。	1	-	-
2	宮城県	同上	0.8	-	-
3	旭川市	同上	0.8	-	-
4	東京都	同上	0.7	-	-
5	富山県	同上	0.5	-	-
6	愛知県	同上	0.5	-	-
7	千葉市	同上	0.4	-	-
8	京都府	同上	0.3	-	-
9	広島県	同上	0.3	-	-
10	山形県	同上	0.3	-	-